

## 構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針

令和 3 年 6 月 29 日  
構造改革特別区域推進本部決定

構造改革特別区域推進本部令第 1 条第 2 項に基づき、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会は、特区における特定事業の実施状況について評価を行い、令和 3 年 3 月 25 日、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」を構造改革特別区域推進本部長に提出した。

構造改革特別区域推進本部は、これを踏まえ、今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

### **1. 評価・調査委員会の評価意見に対する対応方針**

#### **(1) 全国展開する規制の特例措置**

規制の特例措置を全国展開するものは、別紙 1 のとおりとする。なお、全国展開される内容及び実施時期について構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）別表 2 に記載する。

関係府省庁は、基本方針別表 2 に追加した規制の特例措置を定める法令の改正等を行う。関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正等案と基本方針別表 2 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

別紙 1 全国展開する規制の特例措置

基本方針 別表 1 の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施 する法令等	実施時期	関係府省庁
940	「シニア・ハローワーク」の設置による高齢者等に対する重点的な就職支援の実施	原則 55 歳以上の高齢者等の就職支援を重点的に行う職業相談窓口である「シニア・ハローワーク」の設置を可能とする。	全部	規制を緩和するためのものではなく、実施に当たり国の予算措置を伴うものであることから、地方公共団体から要望があった場合には、関係府省庁と当該地方公共団体との間でその必要性、予算や人員面など当該地方公共団体の関与の程度、連携方策を協議し、例えば雇用対策協定などに基づき、シニア・ハローワーク的な取組により高齢者の就職支援の強化を図ることが適当であり、シニア・ハローワーク機能の全国展開に向けて令和 3 年度中に所要の措置を講ずる。	通達	令和 4 年度中	厚生労働省
1230	回送運行効率化事業	自動車運送船からの陸揚げ地点若しくは自動車運送船への積み込み地点と自動車整備工場若しくは駐車場等間の回送又は駐車場等間の回送については、一定の代替措置を講じることを条件に後面の回送運行許可番号標の表示を省略することができる。	全部	関係府省庁において現在本特定事業において認められているものを制限しない形での基準（運行可能な区域、範囲、距離など）を整理し、令和 3 年度中に所要の措置を講ずる。	省令	令和 3 年度中	国土交通省